



平成 23 年 4 月 15 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 大 橋 康 宏 (JASDAQ・コード 7610)
問 合 せ 先	取 締 役 経 営 企 画 部 長 関 本 慎 治
電 話 番 号	0 3 - 5 4 0 8 - 5 5 3 2

特別損失（資産除去債務費用）の計上に関するお知らせ

当社は、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）および「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成23年3月1日に開始する事業年度から適用されることに伴い、下記の通り資産除去債務に関する特別損失を計上いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 資産除去債務に関する特別損失の計上および内容

(1) 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額

337 百万円を平成 24 年 2 月期第 1 四半期において特別損失として計上いたします。

(2) 内容

主に店舗の賃貸借契約における終了時の原状回復に係る費用であります。

2. 今後の見通し

上記の特別損失は、平成23年4月15日に発表いたしました「平成23年2月期決算短信」にて発表させていただきました平成24年2月期の業績予想には織り込み済みであります。

以 上